

警察署協議会会議録

春日警察署協議会

開催年月日時	令和7年11月5日 午後3時00分から 令和7年11月5日 午後5時30分までの間	
開催場所	春日警察署5階大会議室	
出席者	警察署協議会	副会長以下10名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備課長、総務第一課長、総務第二課長、総務第二係長
議事概要		
<p>○ 議事に先立ち、福岡県警察第一機動隊を見学</p> <ul style="list-style-type: none">・隊長挨拶、概要説明・訓練見学・車両見学		
<p>【副会長挨拶（要旨）】</p> <p>本日は、第一機動隊の見学をさせていただいた。良い機会を頂き感謝申し上げる。日頃見ることができない施設等を見学させていただくことは、警察業務への理解がより深まる感じます。今後ともよろしくお願いします。</p>		
<p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>機動隊は、危険を伴う勤務に備え、日々体力的にも精神的にも厳しい訓練を行っている。機動隊が抱える問題として、採用志願者の減少等による人材不足や、女性機動隊員の配置による待機・休憩場所の確保等があげられるが、機動隊の経験の有無は、先輩・後輩のつながり等その後の警察人生に良い方向で大きく影響してくるものである。</p> <p>当署にも管区機動隊員が在籍しており、警衛をはじめとする厳しい勤務に従事している。機会があればご声援をよろしくお願いします。</p> <p>本日も、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご質問、ご要望等を伺い、今後の業務の参考とさせていただきたいので、どうぞよろしくお願いします。</p>		
<p>【副署長挨拶】</p> <p>自己紹介</p>		

議事概要

【質疑応答】

- 委員から「中学生が乗車する自転車は、車道・歩道のどちらを通行すればいいのか」旨の質疑があり、交通管理官から「中学生が乗車する自転車は、基本的には車道の左側を通行することになるが、歩道に『普通自転車の歩道通行可』の標識がある場合や、通行の安全を確保するためやむを得ない場合には歩道を通行することができる」旨の回答があった。
- 委員から「来年度から自転車への青切符が導入されると聞いているが、中学生が自転車で歩道通行した場合に青切符で検挙されることになるのか」旨の質疑があり、交通管理官から「自転車への青切符の対象は、16歳以上であるので中学生が検挙の対象になることはない。なお、来年度から自転車のルールが変わらわけではなく、自転車の交通違反に対して、赤切符を用いた手続きから、青切符を用いた『交通反則通告制度』が導入されるという検挙後の手続きの変更がなされるものである」旨の回答があった。
- 委員から「自転車を押しながらスマートフォンを扱っている人を見かけるが、これは取締りの対象とならないのか」旨の質疑があり、交通管理官から「自転車を押している場合、道路交通法上、歩行者とみなされるため、スマートフォンを扱っていたとしても交通違反とはならないものの、歩行者であってもスマートフォンを見ながら歩いていた場合、視野が狭くなり、交通事故の危険性が高まり通行の妨害となるため、指導をしていくこととなる」旨の回答があった。
- 副会長から「歩行者は道路の右側を通行するようになっているが、道路の片側にしか路側帯や歩道がない場合でも、右側通行をしないといけないのか」旨の質疑があり、交通管理官から「歩行者は原則、右側通行となっているものの、歩道や路側帯がある道路や道路の右側を通行することが危険であるときは除外されるため、このような場合は左側通行をすることができる」旨の回答があった。
- 委員から「まれに店舗付近に自転車が放置されていることがあり、盗難自転車の放置とも思われるが、どのように対応したらよいか。また、自転車を盗んだ犯人を捕まえているのか」旨の質疑があり、生安管理官から「放置自転車がある場合は、春日警察署に連絡していただき、防犯登録番号などから盗難被害品かどうかを確認し、被害品であれば所有者に還付する。また、被害品でない場合でも放置場所によって対応方法を助言している。
検挙に関しては、地域警察官が職務質問等により、自転車盗難事件や占有離脱物横領事件として検挙している。

議　事　概　要

最近の自転車盗の手口は、無施錠の自転車が被害に遭っていることが多く、自転車利用者に対していろいろな場面で確実なロックをお願いしている」旨の回答があった。

【閉会】

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要